

## 平成17年第4回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成17年6月14日（火曜日）午前10時開議

#### 日程第1 市政一般質問

##### 12番 早乙女順子議員

1. 個人情報保護法の全面施行後の地方自治体について
  - (1) 住民基本台帳の閲覧制度の見直しについて
  - (2) 公民館の利用登録時の名簿提出について
  - (3) ゴミの袋への記名について
2. 生涯学習活動の支援のあり方について
  - (1) 公民館の利用について
  - (2) 長寿センターの会議室利用について
  - (3) 市民の活動の場の提供について
3. 改正DV法施行後の取り組みについて
  - (1) 国の自立支援の基本方針を受けて自治体がすべきことは何か
4. 法律と条例の関係について
  - (1) 市町村で条例を作るときの基本について
5. 那須地区広域行政事務組合の第2期ゴミ処理施設について
  - (1) 第2期ゴミ処理施設建設に伴う地域計画作成業務委託について
  - (2) 那須塩原市の一般廃棄物行政とゴミ処理施設建設の関係について

##### 31番 松原 勇議員

1. 西那須野中心市街地活性化構想の実現について
2. 那須塩原駅周辺の整備と黒磯駅周辺市街地の整備の状況について

##### 8番 東泉富士夫議員

1. 市営バスの新たな運行について
2. 四季の里交差点に押ボタン信号機の設置について
3. 西那須野に中学校の新設について

##### 13番 渡邊 穰議員

1. 福祉行政について
  - (1) 高齢者施設について
2. 観光行政について
  - (1) 板室遊歩道について

(2) 板室ダム上につり橋建設について

(3) 仮称・黒磯インターについて

(4) 那須ナンバーの見通しについて

### 3. 道路行政について

(1) 都市計画道路3・3・2号線未着工部分の早期実現について

(2) 槻沢～下中野、JR線南側に道路計画はあるのか

(3) 東小屋沓掛線（市道249号線）より、那須塩原駅への道路整備について

(4) 黒磯田島線の早期整備について

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	収入役 職務代理者	久保井章君
教育長	渡辺民彦君	企画部長	松下昇君
総合政策室長	山田勉君	企画情報課長	高藤昭夫君
総務部長	君島寛君	総務課長	平山照夫君
財政課長	松本睦男君	生活環境部長	相馬力君
生活環境調整 班長	高塩富男君	市民福祉部長	田辺茂君
福祉事務所長	大田原稔君	市民福祉調整 班長	向井明君
産業観光部長	田代仁君	産業観光調整 班長	白井好明君
建設部長	君島富夫君	建設調整班長	益子和則君
水道部長	君島良一君	水道課長(黒)	金沢郁夫君
教育部長	千本木武則君	教育総務課長	田代哲夫君

選管・監査・  
固定資産評価  
・公平委員会  
事務局 局長  
西那須野  
支所 支所 長

織 田 哲 徳 君  
田 口 勇 君

農業委員会 会長 八 木 源 一 君  
事務局 局長  
塩原支所 長 櫻 岡 定 男 君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 長	渡 部 義 美	議 事 課 長	石 井 博
議事調査係 長	斉 藤 兼 次	議 事 調 査 係	渡 邊 静 雄
議 事 調 査 係	福 田 博 昭	議 事 調 査 係	高 塩 浩 幸

開議 午前 9時59分

### ◎開議の宣告

- 議長（高久武男君） おはようございます。  
散会前に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は32名であります。

### ◎議事日程の報告

- 議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に  
配付のとおりであります。

### ◎市政一般質問

- 議長（高久武男君） 日程第1、市政一般質問を  
行います。  
発言通告者に対し、順次発言を許します。

#### ◇ 早乙女 順子 君

- 議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。  
〔12番 早乙女順子君登壇〕  
○12番（早乙女順子君） 皆さん、おはようござ  
います。

合併した那須塩原市選挙後、最初の一般質問と  
なります。今回から質問時間が旧黒磯議会のとき  
と同じように40分となりますので、質問項目を私  
も3月議会よりふやしてみました。でも、質問項  
目をどうもふやし過ぎたような感があります。時  
間切れにならないためにも、執行者におかれまし  
ては、明確な答弁をお願いいたします。

では早速、個人情報保護法の全面施行後の地方

自治体についてからお聞きいたします。

まず、住民基本台帳の閲覧制度の見直しについ  
て質問いたします。

既に多くの市町村が個人情報保護条例を持って  
いる中、やっと国において4月から個人情報保護  
法が全面施行されました。その個人情報保護法  
では、個人の情報を第三者に渡すには本人の同意が  
必要とされています。それにもかかわらず、市役  
所では、本人に断りなしに個人情報を堂々と見せ  
ています。もちろん住民基本台帳法でそうなって  
いるからですが、これは住民基本台帳法と個人情  
報保護法との矛盾ではないでしょうか。

今、住民基本台帳の閲覧制度を最も利用してい  
るのがダイレクトメール商法の事業者でしょう。  
また、住民基本台帳の閲覧制度を悪用した犯罪も  
起きております。人権侵害を未然に防ぐために、  
無差別に大量閲覧できる今の制度を改める必要が  
あります。

大量閲覧の廃止を拒み続けていた総務省がやっ  
と重い腰を上げて閲覧に何らかの制限を設ける方  
針で検討会を設けました。しかし、効果ある制限  
ができるかは疑問です。市民の安全を守るために、  
既に独自に大量閲覧に対して対策をとっている自  
治体もあります。

那須塩原市も同様に、総務省の判断を待たずに、  
早急に閲覧制限などの対策をとるよう求めます。

私は、今まで旧黒磯議会においても同様の質問  
をしております。もちろん担当課では問題は十分  
に理解されていることでしょう。具体的にどのよ  
うな対策をいつごろとれるかお聞かせください。

次に、公民館の利用登録時の名簿提出について  
お聞きいたします。

現在、だれもが個人情報に敏感な時代となっ  
ています。知らないうちに個人の情報が人から人へ、  
企業から企業へ渡されることに、昔のように無防

備でいられる現実ではありません。個人情報を持つ公さえも100%安全ではない時代です。ですから、公民館といえども安心できません。会員名簿を公民館に提出するのを了解できない団体があるのは理解できます。

そこでお聞きいたします。

公民館利用団体に対して、利用登録時に会員名簿を提出させている公民館はどこどこか、何を根拠に名簿を提出させているのか、名簿を必要とする理由は何かお答えください。

また、過去に公民館利用団体に対して、利用登録時に会員名簿を提出させていた公民館で、現在は名簿を提出させなくなった公民館はどこどこか、名簿を提出させなくなった理由は何か、過去に提出させた名簿はどのようになっているかもお聞かせください。

次に、西那須野地区で行われているごみの袋への記名についてお聞きいたします。

ごみには情報がいっぱいまざっています。その人の生活ぶりがわかるだけでなく、犯罪を調べるときにもごみを手がかりにしています。県内のある事件で、犯人とされた決め手はごみからという事例がありました。その事件は冤罪裁判中です。ごみには情報がまじっています。ストーカーなどはごみに関心を持ちます。今の時代、ごみ袋に名前を書くことに不安を持つ人がいるのは事実です。名前を書くことに抵抗があるという人の気持ちはわかります。だれもが個人情報に敏感な時代だからでしょう。ごみ袋に名前を書くのは不安ですと私は市民から言われました。

そこでお聞きいたします。

個人情報保護法も個人情報保護条例も那須塩原市にはあります。行政がごみ袋への記名を強制することはこういう時代に可能なのでしょうか。名前を書くことに不安を持つ人は書かなくてもいい

のではないのでしょうか。執行機関の見解をお聞かせください。

次の質問に移ります。

生涯学習活動の支援のあり方についてお聞きいたします。

生涯学習の場である、社会教育の場である、学びの場である公民館の利用について確認いたします。

昨年まで西那須野地区の一部の公民館に利用を過度に制限している事例がありましたが、合併後はどうなっているのでしょうか。公民館の利用許可の判断は、だれが何を基準にしているのかお聞かせください。

公民館と同様に、不当な利用制限が昨年まで長寿センターの会議室利用についてもありましたが、今年になって管理課が保健課になってからは会議室の利用がスムーズにできるようになりました。長寿センターの会議室利用は、西那須野社会福祉協議会に管理委託していたときと現在の利用許可基準は違うのでしょうか。お聞かせください。

今まで、利用団体によって差別的な扱いを受けていたとしか思えない事例が見受けられましたが、市民の活動の場の提供について、市民が活動しやすい公共施設のあり方を明確に説明してください。

次に、法律と条例の関係についてお聞きいたします。

市町村で条例をつくるときの基本について確認いたします。

地方分権の今、昔と違い、準則とやらが国から示されなくなり、特徴ある条例をつくる自治体がある反面、今までならあり得ないような条例をつくる自治体が出てきています。法を受けて条例をつくるときは、法の趣旨、目的に沿うような条例をつくったものです。しかし、中には条例のほうが法律より積極的な条例をつくる場所もありま

した。もちろん法の趣旨を守ってです。しかし、最近、法律の趣旨、目的に沿わないだけでなく、法律の趣旨、目的を阻害するような条例をつくる自治体が出現しています。

そこでお聞きいたします。

那須塩原市で（仮称）男女共同参画推進条例を策定するときは、もちろん憲法24条や男女共同参画社会基本法を尊重することになると思いますが、そうなるかどうか聞かせてください。

次に、希少な野生動植物の保護に関する条例を那須塩原市の条例とするため、今作業を進めていると思います。追加調査もしていると思います。

絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律（種の保存法）を尊重することになるかわかりますが、そのことについても先ほどの質問と同じように、法の趣旨に沿った条例になるのかどうかお聞かせください。

以上、基本的なことですが、確認いたします。

最後の質問ではなく、一つ抜かしておりました。3番目の質問を抜かしておりました。

改正DV法施行後の取り組みについて抜かしておりましたので、それを先に行います。

今やDV被害、つまり配偶者とか恋人からの暴力による被害は深刻な状況になっております。国もやっとDV法を、ドメスティック・バイオレンス法を改正しました。

そこで、国が改正DV法施行に伴い策定した自立支援の基本方針を受けて、自治体がすべきことはどのようなことかお聞かせください。

施行された改正DV法は、被害者の自立を国や自治体が支援する責任を明記し、都道府県に基本計画づくりを義務づけましたが、市町村として担う役割は何でしょうか。那須塩原市の現在のDV被害者の実態と市が提供している支援内容を伺います。また、DV被害者がどのような支援を必要

としているか具体的に把握していますか。それもお聞かせください。

婦人相談所などや公的シェルターの現状をどのように理解していますか。公的シェルターの限界はどのようなことととらえていますか。また、民間シェルターの役割をどのようにとらえていますか。

以上お聞きしたことを総合的にお答えしていただくと、民間シェルターなしではDV被害者の支援ができないことがわかるはずですが、民間シェルターへの運営支援は避けて通れないことと思いますが、いかがでしょうか。

では、最後の質問になります。

那須地区広域行政事務組合の第2期ごみ処理施設についてお聞きいたします。

まず、第2期ごみ処理施設建設に伴う地域計画作成業務委託について、その内容について説明を求めます。

また、第2期ごみ処理施設建設に伴う地域計画策定業務委託の指名競争入札において、談合情報による入札延期がありましたが、それについても説明を求めます。

続いて、那須塩原市の一般廃棄物行政と那須広域事務組合で計画されていますごみ処理施設計画は一体で考えなくてはならないことです。持続可能な社会を目指すとき、ごみの減量化、資源化、ごみの分別収集システムの構築とごみ処理施設は密接に関連しますが、那須塩原市の一般廃棄物処理の仕組みをどのような方針でどのように決めるのかお聞かせください。

以上で私の1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君の質問に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

12番、早乙女順子議員の市政一般質問にお答えをいたします。

まず、住民基本台帳の閲覧制度の見直しについてお答えをいたします。

住民基本台帳は、住民基本台帳法制定時から原則公開とされ、第11条により、何人も市町村長に対し当該市町村が備える住民台帳のうち、氏名、出生の年月日、男女の別、住所について閲覧を請求することができることとなっております。請求に当たっては、請求の事由、請求する者の氏名及び住所、請求にかかわる住民の範囲を明らかにしなければならないとなっております。請求の事由が不当な目的によることが明らかになったとき以外は閲覧に応じております。

個人情報保護法が平成17年4月1日に施行されたことにより、個人情報保護を求める声があふえ、犯罪に悪用される例も発生したことから、国において、法改正を含めた検討委員会が設置され、本年10月には報告をまとめることとなっておりますので、国の動向を見ながら、慎重に対応していきたいと考えております。

次に、改正DV法実施後の取り組みについてお答えをいたします。

国が基本方針、それから県が平成17年度を目途に（仮称）栃木県DV対策行動計画を策定しているところであり、本市においても、那須塩原市男女共同参画基本計画の策定を予定していることから、ドメスティック・バイオレンス対策につきましても趣旨を踏まえて盛り込んでいけるよう検討してまいりたいと考えております。

市町村の責務といたしましては、問題が緊急性や安全確保を最優先するものであるため、一時保護施設への入所や警察への通報による安全確保を実施しております。また、関係機関との緊密な連

携のもとで体制づくりと啓蒙活動を実施していきたいと考えております。

次に、法律と条例の関係についてお答えをいたします。

法律と条例の関係につきましては、男女共同参画社会は、日本国憲法にうたわれている個人の尊重、男女平等の理念の実現を前提に、性別による差別的取り扱いや性に起因する暴力が根絶され、男女が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができることと同時に、1人の人間として敬意が払われる社会です。男女の人権の尊重は男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念であることから、（仮称）男女共同参画推進条例を制定するに当たり、憲法24条及び男女共同参画社会基本法の理念第3条を尊重しなから制定してまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、生活環境部長、市民福祉部長、教育部長よりお答えをいたさせます。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（千本木武則君） それでは、個人情報保護法の関係のうち、公民館の利用登録時の名簿提出について、まずお答えを申し上げます。

公民館の利用登録時における名簿の提出ですが、市内団体であるか、グループが成立しているかの確認のために、市内16公民館のうち8公民館で提出を求めておりました。個人情報保護法の趣旨にのっとり、検討の結果、提出を求めないことといたしました。また、黒磯公民館において過去に名簿提出を求めておりましたけれども、平成16年4月から個人情報保護法の趣旨により、提出を求めておりません。以前の名簿については、清掃センターで焼却処分しております。

次に、2番目、生涯学習の支援のあり方についてのうち、公民館の利用及び市民が活動しやすい

公共施設のあり方についてお答えを申し上げます。

まず、公民館の利用についてですが、一部の公民館に利用を過度に制限している事例があったとのことですが、初めての利用団体について、社会教育法23条の禁止条項に抵触するかどうかを質問していることが過度に制限していると思われたかもしれません。今後とも法規制の問題ですから、合併してもこの部分については質問せざるを得ませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

続きまして、市民の活動しやすい場ということではありますが、公民館を初め、市の公共施設は市民の生涯学習活動の場でありますので、各施設の設置の趣旨にのっとり、市民の使用に供することが生涯学習活動の最大の支援であると考えております。

○議長（高久武男君） 次に、生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） まず最初に、ごみ袋への記名についてでございますが、ごみ袋への氏名記載につきましては、強制力はないものと考えております。しかしながら、ごみの減量化や分別の徹底を図るためにも、所在を明らかにしていただき、排出者みずからも責任を自覚していただく意味で、また分別の徹底をする上からも氏名記載を実施してきました旧自治体におきましては、住民の方々から理解が得られているものと考えております。

次に、法律と条例の関係についての中での希少な野生動植物の保護に関する条例についてですけれども、黒磯市希少な野生動植物の保護に関する条例は、平成13年4月に施行しました。この条例は、動植物実態調査において確認されました市内に生息する希少な野生動植物の保護を通じ、市と市民が一体となって将来にわたり良好な自然環境を保全することを目的として制定されたものです。

この条例を全市に適用するには、新たに旧西那須野、旧塩原の地区の生息実態の把握が必要なことから、本条例は現在、暫定条例となっております。

今後の予定としましては、17年度から動植物実態調査研究会による実態調査を進め、終了後、その調査結果に基づき、那須塩原市希少な野生動植物の保護に関する条例としての見直しを行う予定でおります。

なお、この際には、関係機関と調整を図りながら、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を初めとした関係法令とも整合性を図り進めていく考えでおります。

次に、第2期ごみ処理施設建設に伴う地域計画作成業務委託についてでございますが、第2期ごみ処理施設の建設につきましては、従来の施設建設に対する補助金の制度が廃止となり、平成17年度からは新たにリデュース、リユース及びリサイクルの、いわゆる3R推進及びその広域的処理の観点から、循環型社会の形成を図るための循環型社会形成推進交付金制度となったため、この交付金制度を活用して進められることとなります。

この制度では、環境省、県及び市町村が循環型社会形成推進協議会を発足させ、循環型社会形成推進地域計画を策定することが要件となっております。これに基づき計画は作成されることとなりますが、委託の内容は大別して4項目に分かれます。第1に、循環型社会の形成を推進する上での基本的事項としての対象地域、計画期間、基本的な方向を定めること。第2に、循環型社会を推進するために現状を分析し、将来の目標を設定すること。第3として、この目標を達成するための施策の内容、ごみの発生抑制、再使用の推進、処理体制、処理施設の整備などに関すること。第4点目としましては、計画に基づく事業の追跡調査、

評価及び計画の見直し方法です。以上が業務委託の内容でございます。

次に、第2期ごみ処理施設建設に伴う地域計画作成業務委託指名競争入札における談合情報による入札延期については、那須地区広域行政事務組合からの報告に基づき、その経過を説明いたします。

平成17年5月17日、地域計画作成業務を含む業務を入札する予定でしたが、前日、報道機関に入札に関する談合情報があった旨、新聞記者から知らされました。組合で対応を協議し、事情聴取の必要を認めたため、入札を中止し、指名業者全体を対象として、個別の事情聴取を行いました。その結果、談合があったとは認められなかったため、指名業者各社から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する談合の事実がない旨の誓約書を徴取し、5月30日に改めて同一業者による入札を実施したところであります。

次に、那須塩原市の一般廃棄物処理の仕組みをどのような方針でどのように決めるのかとの質問であります。市としましては今後、廃棄物減量等推進審議会や市政懇談会、パブリックコメント等を通して広く市民の意見を聴取し、市が作成する一般廃棄物処理基本計画や、先ほどご説明をいたしました新たな制度の中で策定される循環型社会形成推進地域計画に反映させ、那須塩原市における廃棄物処理の方針について、市民の理解を得ながら、ごみの排出抑制や減量化、再資源化及び適正な処理処分を計画的に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 次に、市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私からは、2項目めの生涯学習活動の支援のあり方についてのうち、(2)の健康長寿センターの会議室利用についてから、

まずお答えを申し上げます。

健康長寿センターは、平成10年に住民が安心して楽しく日常生活を送れるよう健康の増進、福祉の向上及び世代間の交流を支援するために設置された施設でございます。

当センターは、設置時から平成17年3月末までは旧西那須野町社会福祉協議会に管理を委託しておりましたが、3市町の合併、社会福祉協議会の合併により、平成17年4月からは委託方式から市の直営で管理することになりました。

ご質問のあった管理委託していたときと現在の利用許可基準については変更はございません。

次に、3項目めの改正DV法施行後の取り組みについてのうち、②番、③、④について順次お答えを申し上げます。

まず、②の那須塩原市のDVの被害者の実態でございますが、まず相談件数等を申し上げます。

旧黒磯市のものでありますが、平成15年度に22件、平成16年度も22件となっております。この22件にかかわる支援の回数は125回で、うち婦人相談所、母子寮に入所となったケースは3件であります。平成17年度につきましては、現在までに3件の相談があり、支援回数は14回となっております。

これらの支援の内容ですが、離婚の手续や子供の就学に関する事、さらには当面の生活を維持するための住宅や就労先の確保、医療保険や年金への加入など、本人が次のステップを踏み出すまでの生活全般にわたっております。

次に、DV被害者がどのような支援を必要としているかについてであります。被害者は、今すぐに加害者から逃れたい、安全な生活の場所が欲しいということでございます。相談や情報の提供など、傷ついた心身を一時的にでもいやす場と、さらには自立までの諸手続等の支援を望んでいる

ケースが多いところであります。

次に、③の婦人相談所などの公的シェルターの現状と限界についてであります。栃木県婦人相談所は、相談、カウンセリング、そして一時保護する機能を持っております。一時保護は多くの場合、とにかく安全な場所に身を置きたいという希望をかなえてあげることであり、短時間のうち決定していくべきものでございます。しかし、一時保護の対象外のケースもあることからして、その判断を含めると、入所決定まで時間がかかることがあります。また、一時保護で入所できる期間が2週間であるため、次のステップを踏み出すまでのケアが十分にできないこともあります。

以上のことが公的シェルターによる支援の限界と考えられます。

次に、④の民間シェルターの役割と運営支援についてであります。今回の法改正で民間シェルターにつきましては、被害者の多様な要望にこたえられる施設として重要な役割を持つ施設として位置づけがなされております。また、被害者の保護を図るための活動を行う民間団体との連携に努めるべきとも規定されましたので、連携と支援についてはどのような連携を行うかは地域の実情と民間団体等の実態を踏まえて、自治体において判断をし、連携内容に応じ、必要な援助を行っていくことが望ましいとされておりますので、今後十分に研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、まず1番目の個人情報保護法ができてからの自治体のところで、どういうふうに住民基本台帳法と整合性をとるのか。国も検討に入っていることは私も十分に承知しております。しかし、それまでの間、あと、国が検討にかかっているからといって、十分に私

たちが危惧していることに対応できるというふうには思われません。そこで、早急に市として対応をするようにということを私は求めたわけです。

まず、できること。1件1件個人情報を開示というか、閲覧するというに、大量閲覧に対して100件とか200件とか閲覧しますので、それを1件ずつに考えて、それで料金をかけるということをするれば大量閲覧は防げます。実際にそういうことで閲覧制度を改正しているところはあるかと思えます。それともう一つ、だれがだれのを閲覧したのかをわかるような記録をとっておく。それぐらいは国のことを待たずにもできますし、ある意味、国が改正をしたとしても、その辺のところは十分に対応できるようなものになるかどうかは、総務省のことですから、私はちょっと疑問に感じます。ですから、その2点をするということを検討に加えてはいかがかと思えます。

特に、ストーカー的なもの、あと、名古屋で起きた事件などは、母子の家庭のお子さんに対して危害を加えるということを計画した犯人は、住民基本台帳から選び出したということがもうわかっていますので、だれが何のためという、先ほど目的を書かせるからということで、そういう目的のときに、私は犯罪を起しますからということで名簿を閲覧する人はいません。それで、その記録に残るということを考えて、そういうことで抑止力にする。それはすぐにでも考えられることですので、それについて具体的にそういうことを考えるというお考えがあるかどうかをまず聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

議員のほうからご提案をいただきましたけれども、まず、合併のすり合わせの中で、住民基本台

帳の閲覧に対する手数料の中で、当然合併前は3市町とも取り扱いが変わっておりました。旧黒磯市については1時間当たり300円、西那須野町については簿冊1冊当たり1,000円ということで、特に時間の制限はございませんでした。旧塩原町については時間当たり200円ということで、西那須野町が一番門戸が広いといいますか、制限幅は余り少ないという実態でございました。これが新市の中では、やはり大量閲覧を目的とした業者をある程度規制するために1件100円ということで取り扱いを決定したところでございます。

それで、こういった形で手数料を調整した後に実態はどうなっているかということで、一番、いわゆる閲覧のしやすかった西那須野町との平成16年度と17年度の比較でございますが、今年度4月については、昨年度が4件であったものが今年度に入りまして2件に減ってございます。また、住民移動が落ち着く5月は、昨年度は26件あったものが7件というふうに減ってございます。

こういうことで、閲覧手数料の改正がある程度大量閲覧の歯どめになっているというふうに感じております。

また、ご提案のありました、だれがだれを閲覧したかといった記録の方式については、今後十分研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） もう大量閲覧のところには少しずつ対策をとっているということで、だれがだれを閲覧したかという部分のところ、そこが犯罪に割とつながる。あと、DV被害者なんかのところでも、住民票を移せないというのはそれがありますので、ぜひその辺のところ、DV被害者のときには、申し立てをすれば見せないということが今でも可能なので、そちらは大丈夫かもし

れませんけれども、ほかの犯罪のところに対しては、DV法は網はかかりませんので、ぜひそのところもよろしく願いいたします。

次に、公民館の利用登録時の名簿提出について、提出を求めているということですが、私ももう個人情報保護法が通っているんだから求めているだろうと思いましたが、この4月に求めています。それで、この8館はどこなのか名前を聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 8館の名前ですが、西那須野地区の6館、西那須野公民館、狩野公民館、南公民館、西公民館、三島公民館、大山公民館、それから黒磯地区では、稲村公民館、塩原地区のハロープラザであります。

それから、検討の結果求めないこととしたというふうな実施の期日ですが、6月に入りやめるということといたしました。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 私は、西那須野地区にいる住民から、今までも、どうしてもこれについて会員さんの中から、名簿をやたらに代表の方が出されてしまうのは嫌だということで代表の方から相談を受けていました。それで、4月にやはり利用団体の更新ということで名簿を提出される。そのときに個人情報保護法も通っているし、那須塩原として条例もできているんだから、そういうことはあり得ないということで、名簿を提出しなくてもいいのではないかとことを言いなさいというふうに言ったら、南公民館ではらちが明かなかったんで、社会教育課に連絡を入れました。社会教育課では、それは公民館の館長のほうに独自の判断を任せているからということで、判断を

していただけなかった事例があります。ですから、今でもその方は名簿を提出しては困ると会員さんに言われたために、代表の方は困っております。

それで、6月から変わったということですが、そういう部分のところをきちんと住民のほうに伝えるということをしちんとしてください。

私は、その方から相談を受けたときに、提出しなくても大丈夫なはずだから、それを言いなさいと言ったんですけれども、南公民館でも生涯学習課でもだめでした。ですから、きちんとその辺のところを職員のところにも徹底してください。

それで、要綱か何かでそういうふうの名簿を提出するようになっていくというふうには、ある公民館の館長さんに聞いたので、確認したら、そんなことはありませんでした、今までも。だから、要綱に従っているとか、運用のものに従って名簿を提出していたのではなくて、本当に慣例でやっていたのではないかなというふうに思いますので、そこももう一度、きちんと館長さんに徹底するようにしてください。

次に、ごみ袋への記名について、強制力はないということ。もう本当に今ごみの袋から犯罪につながるということがありますので。それで、ごみステーションにあるごみは、あれは資源ごみ、市の物だというふうにはどこかで、3月議会でも答弁していると思いますので、そういうことになると管理責任は市にありますので、そこへごみの袋に名前を書かせたということで、何か起きたときには市の責任になりますので、強制力がないという判断をしたのは正しいと思います。

ただ、排出者の責任として住民がそのごみについてお互いに名前を書こうということにしたものに対して、逆にそれをその町内の人、そのステーションの人が合意をしたときには、行政がそれをやめなさいとかということもできないでしょ

うけれども、一つの提案ですけれども、そのステーションだけに出せばいいわけですので、ですから番号でもいいわけです。記号でもいいわけです。実際にもうそういうことでやっている市町村は、この間ちょうどたまたま視察に行った水俣市も実際にそういうところがあります。でも、その人だけがわかる記号、番号で済みます。ですから、名前を書かなくていいということをしていましたので、そういうことでちょっと、先ほど西那須野地区でそういうふうになっている部分のところ、そういうことはその地区で決めているんだからと言うんですけれども、これもこの問題も西那須野の人から相談をされた、地区の人から嫌だというふうには相談をされたことですので、行政まで上がっていかなくても嫌だというふうには、不安だと思っている人はいますので、その辺のところ、無防備に人目に触れる形で名前が書いてあるのはひとり暮らしの女性などすごく不安になっています。ですから、その辺のところをきちんと対応してください。

以上についてちょっと、私が言ったことをどういうふうにとらえたか、担当の部長さん、ちょっとお答えください。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今回の提案的な意味合いととったわけですが、確かに個人の情報がごみの中から出るというのは、これは実際にテレビのドラマばかりでなくてあるという形は感じています。そういった中で、今の番号も含めて、そういう制度を今後ちょっと研究していきたいなという、そんな考え方をちょっと持ったところでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○**教育部長（千本木武則君）** 5月まで名簿を徴取していた公民館には、6月の段階できちんと館長さんに具体的に指示をいたしました。今まで集めた名簿についての処分についても同様であります。以上です。

○**議長（高久武男君）** 12番、早乙女順子君。

○**12番（早乙女順子君）** では、次に移ります。

生涯学習活動の支援のあり方についてということで、先ほど教育部長さんの答弁で、初めての利用団体に対して、社会教育法の23条だと思うんですけども、その辺を確認するというので、それを質問したことが過度に利用を制限されたと思われたのではないかということなんですけれども、その程度のところで私はわざわざここで一般質問まではしません。今まで、具体的に挙げますと、三島公民館で生活協同組合が介護保険の勉強会をする、容器包装リサイクルの勉強会をする、そういうときに、それに今までずっと使えていました、その団体は。別に勉強をする、生協とか農協とか商工会とかということであっても、別にそこで商売をするということをしなければ、そこで学習活動をする場合は、ずっと今まで西那須野でも黒磯でも塩原でもどこでも使えていました。それが途中でなぜかその団体が使えなくなってしまった。それで勉強会をするのにも使えなくしてしまった。今回も容器包装リサイクルの勉強会として使うんだという目的も言いましたけれども、生協は営利団体ではなくて、あれは非営利団体なんですけれども、営利団体なので有料だと言われたというんですね。その相談を受けたとき、そんなことないから、きちんとこうこう言いなさいということで、やっとの思いで借りるところまでいったんですけども、これは私に相談が来なかったら、もうそこであきらめていました。それで、去年まではずっとそうやってあきらめて、借りる

たびにだめと言われていたのであきらめましたということで、それで、それと同じようなことが長寿センターでも今まであったわけです。でも、今年になったらオーケーだったと。もうそこがすごく、勉強会をしている団体としては、三島公民館で今年はさんざん、すったもんだの末、私がアドバイスをしたとおりに言ってやっとな借りられた。長寿センターのほうは社会福祉協議会でなくなった時点ですんなりと借りられたと。どちらもきっと社会教育法の23条、政治的でない、営利でない、宗教的でないという部分のあの23条を根拠にして判断しているんだと思うんですけども、そういうことが起きるのが、長寿センターのほうはそういうことで解決したんですけども、ですから、今までのきつと、西那須野の社会福祉協議会が利用許可基準というものを勝手に解釈して貸さなかったんだと思いますけれども、それは解決しましたので、公民館のほうはいまだにそういうことですので、過度にと私がわざわざ言ったのはそういうことです。それについて教育委員会の見解を聞かせてください。これを言えば、もうこの後、こういうことでしたら、それがもし貸せないということなら、どういうことで貸せないものなのか。貸せたので、貸せることになるんだとは思いますが、きちんと明確に教えてください。

○**議長（高久武男君）** 教育部長。

○**教育部長（千本木武則君）** 生活協同組合は、いわゆる生協法に基づいて組織された団体であります。生協法に基づいた組織団体は生協法で営利団体ではないというふうに明確に規定をしているわけです。その辺の認識について十分学習する部分が甘かったというふうに考えております。基本的には、生協の活動には公民館は貸せるというふう

に考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ありがとうございます。

生協がそこで商売をするわけでも何でもなく、組合さんが自分たちの社会教育活動と同じように学習活動をする事ですので、その判断ができない職員がいるということ自体が私はすごく悲しくなってしまった事例ですので、ぜひその辺のところをよく、職員に対しての教育を徹底してください。

時間がなくなりますので、次の質問に移ります。

改正DV法の取り組みについてですけれども、市長が都道府県に基本計画づくりを義務づけたが、市町村としては何を担うんでしょうかという事は、市の役割をちゃんと計画の中に盛り込むというふうには明確に答えておりますので、その計画の中にどういうことが盛り込まれるかを楽しみにしております。

それとあと、やはり私が心配していましたように、婦人相談所や公的シェルターなどは一時保護で、入所の決定までが時間がかかったりとか、入所の期間が2週間。これは別に栃木県だけではなくても2週間ということになっているので、この2週間で、先ほど利用する人が何を望んでいるかということは、一時的に心がいやされることだ、不安から逃れることだということと、あと、自立までの支援が欲しいということとを望んでいるということがここでこたえられるというふうには私は思いませんし、市のほうでもこたえられるというふうには思っていないと先ほどの答弁では思いましたけれども、公的シェルターの限界というものをきちんと部長はとらえていたので、そういう部分にこたえられない、もう今すべてを行政が、公的サービスがこたえられない時代というのは、

別にこの問題だけに限りませんので、それを私は悪いと言っているのではなくて、それを担うことを起こしている民間にどれだけ担ってもらえるか、その民間のシェルターの人たちが多様な要望にこたえています、今。

それで、先ほど黒磯の相談件数をおっしゃっていましたが、入所が3件ぐらいでというんですけれども、私のところにも実際に相談が来ています。それで、公的相談所ではどうにもならないとって来ています。ですから、それを私は民間のシェルターのほうにつなげています。それで、民間のシェルターで相談も受けてもらっていますし、入所しています。特に公的シェルターの中では、自尊心をずたずたにするような取り扱いをしているのも現状です。そういう中で、民間シェルターでいやされていくと。その民間シェルターに小山、今市、宇都宮、いろいろところが支援をしています。黒磯も実際支援はしていないんですけれども、実際お世話になっております。黒磯の時代のときですよ。那須塩原市になって何件になっているかわからないんですけれども。

それで、先ほど十分に検討したいということなので、そうすると、その金銭的な支援も含めて、1件頭幾らとするのか、金額にするのかわからないんですけれども、そういうことも含めて検討していただけるのかどうか聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

民間団体への支援ということでございますけれども、改正DV法の施行前、あえて旧法と言わせていただきますけれども、この旧法が制定される以前からも民間のシェルターはそれぞれ活動なさっておりました。ということで、援助を求める方、いわゆる被害者の保護のための豊富なノウハウを持っているということで、それらを持っている民

間のシェルター関係者と緊密な連携をとるということは大変重要だと思います。

それで、具体的な支援の方法ということでございますけれども、国から来ている基本方針については、先ほど申し上げましたように、実態を踏まえて自治体の判断で協力するのが望ましいとされておりますけれども、具体的にどういうことかと申しますと、やはり情報の提供であるとか、あるいは資料の提供、それから財政的な援助もあるかと思えます。それで、この場で財政的な支援を具体的にできるかどうかという判断は、私の立場で今申し上げられませんが、この民間団体への支援ということが法律の中に明確に位置づけられたということは重く考えてなくてはいけないというふうに考えております。

それから、大変失礼ですが、先ほどの住民基本台帳の閲覧関係で、閲覧者の記録について、今後研究させていただきたいと私は述べましたけれども、現状でも閲覧者の氏名と理由、あるいは閲覧し記載したコピーをとっておりますので、補足させていただきます。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 住民基本台帳のほうではそのコピーをとっている。それを確認しておけばよかったですけれども、それがどの程度までなっているのが私の確認が不足でした。それは今後も続けていただきたいというふうに思います。

それで、今、公的シェルターよりもある意味ノウハウは持っています。それで、情報も十分に、自分たちで独自に情報も公的シェルターより持っています、ある意味。そういう中で支援といったら、やはり財政的な支援しかないんです。それを部長が支援する支援しないというのは言えないというのは私もわかります。そこで市長、出番なん

ですけれども、市長、そういうことで、今までの話を聞いて、それについてどういう、財政的に支援ができるのか。します、しませんということをおこの場ですぐに答えろとは言いません。それについて検討をするようにという指示ぐらいは出せると思いますので、それを市長、答弁ください。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） それでは、答弁をいたします。

財政支援についてということでございますけれども、私も公的シェルターでない、民間のシェルターですね。そういうものが今活動をして、大変そういう中で自立をしていくという方を扱っていると申しますか、そういうことで、財政支援を云々ということでございますけれども、当然財政支援の必要性はあると思っておりますけれども、実際に民間シェルター、では、どこにどういうものがあるんですかという中で、どの団体がどういう活動をしているかと、これも明確に私どもは把握もできない状況にあるわけでございます。これは当然個人でわからないようにやらなくてはならないという極秘な部分があるということも十分承知をいたしております。そういうものの中から、公的機関のほうに、こういう形で私どもは運営をしていますよという形が出てくるとすれば、そういうところを通じて援助をしていくという考え方はあるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） どういう団体が行っているかわからない。ウィメンズハウスとちぎというところがやっております。この問題についてはさきの3月の議会で五味渕議員、あと、金子議員

も発言していた。金子議員はちょっとわからないですけども、議会の場で発言を既にしていたと思います。それで、そのときに芳しいご返事がないのは、やはりウィメンズハウスシェルターのほうから直接那須塩原市にこうこうこういうことで那須塩原の住民に対してもこれだけの支援をしている、でも、財政的にこれだけ大変だということ、で要望書を出せばいいんだなという、そのやり方を今市長に教わったような気がいたしますので、その旨は伝えたいというふうに思います。

では、法律と条例の関係について、次のところに移ります。

これは法律の条例の関係、先ほど男女共同参画基本条例というふうに、推進条例となるのか、まだ名前は仮称で、それでこれの条例をつくるということは、きっと市長の公約だというふうに思います。それはそういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 男女共同参画の条例を制定するという事は公約だったかどうかはわかりませんが、必要性があるということで、今検討に入っているというのは現状でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 担当課のほうでどうなっているのかちょっとお聞きいたしますけれども、基本条例を持って、やはり条例をきちんとつくって基本計画を立てるということをするのが本当ならいいんですね。それで、今までは男女共同推進のためのとか、基本計画、社会参画計画、そういういろいろな名称で国が法律を持ち、県は義務化されていますので、計画をつくっております。そういう流れにおいて市町村も計画はつくってきているんだと思っておりますけれども、計画だけではなく

て、本当にきちんと条例をつくる。

昨日も指定管理者制度のところ、要綱にゆだねているのが余りにも多過ぎたのであきれ返ったんですけども、要綱と条例との重みは全然違います。本当に条例は議会も通します。それで、職員が変えるということをやりにできるのではなくて、条例ですから、それなりに強制力も持ちます。ですから、もし本当に男女共同参画を求めるのであれば、結婚と家庭における両性の平等をうたった憲法24条、先ほど法を前提にという市長の明快な答弁がありました。ですから、ぜひその法律があつて、憲法があつて法律があつて、県にも条例があるわけですから、那須塩原市でもきちんと明快に、先ほど市長が法を前提に男女の人権を尊重することを基本にきちんとつくるということをおっしゃっていますので、ぜひその辺のところをどういうふうにとらえているか。とらえていなかったら、これからどうとらえてその作業を進めていくかというところの抱負を聞かせてください。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 抱負をということですけども、考え方なんですが、確かに条例をつくって、条例の中で位置づけた形で計画となるんだと思います。ただし、旧黒磯の時代の男女共同参画プランというのはありますけれども、那須塩原市には現在ない形ですので、考え方としてはそういうことになると思いますが、基本計画とそれに伴う行動計画といいますか、実施計画もあわせて検討はしていきたいという考え方ではおきます。その中で条例のというものの位置づけをちゃんと踏まえまして検討していきたいという考え方です。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 先ほど市長は公約でないかもしれない。私もきっと基本計画を立てたりするのは、きっと口にしたんでしょうけれども、条例というところを口にしたのはその前だったというふうに。要するに、黒磯市のときに17年度までに条例をつくるという答弁をいただいているんです。それなので、私はそれを公約というふうに。でも、私は、栗川市長ですので、まさか黒磯市から那須塩原になったから、違う町になったんだからということはいわれなと思うので、先ほども何かあいまいな言い方をしたのはそのことだと思うので、誤解のないように。それで、行政というのは継続するでしょうし、継続する上に協議もしていますし、市長も変わりませんでしたので、きっとその考え方でいっているんだろうというふうに思います。

普通、条例をつくるよというのを言った人が計画もつくるよと言ったら、条例が先だというふうに私は思う。それなのに、先ほどの部長のところ、何か余りよくわからない答弁だったので、もう一度、部長は環境基本条例、基本計画もわかっているから。それで、私はその審議会の委員もやっていたんですけども、そのときに対案を、意見を求められたものですから、審議委員に出したときに職員から言われた言葉がとても印象的だったんです。私が計画のときに対案を出したときに、そのときにこれは条例を受けているんですね、と

言ったんで、当たり前ですよ、条例を受けてつくるんですよと言った覚えがあるんですけども、それがそういう認識をちゃんと持っていらっしやらない方がいらっしやるのかなというふうに思うような先ほどの歯切れの悪い、何を言っているのかわからなかったんで、もう一度明確に。市長が条例もつくる、計画もつくると言っているなら、条例をつかって、それに基づいて、普通、条例の中に基本計画をつくるなんていう条項まで入れるんですから、まさか基本計画をつかってしまってから条例に基本計画をつくるなんて条例の中に入ると逆転してしまいますので、その辺のところの、同時並行で作業を進めていくとか、ワーキングチームをつくりながらやっていくとか、そのやり方はいろいろあるとは思いますが、その辺のところをもう一度、きちんと明快に答弁してください。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 何かあいまいな話になってしまって大変申しわけないです。

基本的には、今、早乙女議員が言いましたように、黒磯の時代にプランを持っていたと。それで、そのプランで実行してきたわけですけども、推進するためには条例が必要だという流れで来ていました。ただし、那須塩原市になりまして、那須塩原市としての計画も必要だろうということで、それを検討すると同時に、条例をまず、制定というものもあわせてやっていきますけれども、もちろんその条例を制定するという形の中で計画も考えていきたいという考え方です。だから、並行には、作業としては懇話会等々をつかって進めていきたいという考え方です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） やっと私の頭の中が市長の答弁と部長の答弁と私の今までの思っていた

ことで整理ができましたので。

それで、実際に市長の答弁を前提に男女人権の尊重を基本にしてするんだという先ほどの明快な答弁がありましたので、それをきちんと踏まえて条例化するということをしてください。

それで、その次に、希少な野生動植物の保護に関する条例を那須塩原市の条例とするとき、今、追加調査が必要だというのは私もわかっております。それで、条例に基づいていろいろな調査も行われていると思いますけれども、実際にその条例をつくるときに種の保存法の趣旨と違うでしょうという部分があったと思います。その点も含めて、今、種の保存をするというときには、種を、一個体を保存するのではなく、それが生存している環境も含めて生存する努力をしないと種は保存できない。だから、個体からそれを保存するの点ではなく、面に行っているという部分のところがとても抜け落ちている条例でしたので、その辺のところもきちんと検討が加えられる。種の保存法の流れというものをきちんととらえて、条例の制定へ向けての作業をするんだということをちょっと聞かせていただきたい。私の言ったことはそんなに難しいことではありませんので、その辺のところを、新たに条例をつくるときに同じ過ちを犯さないためにもその辺のところを明確に答弁していただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 現在、暫定である条例につきましては確かにそういう部分があると思います。現在、研究会を立ち上げて、これから調査に入っていくわけですが、実際の那須塩原市の条例としてはその辺も踏まえて十分研究していきたいと思います。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 最後の質問のところの

時間がなくなりましたけれども、1点、これはとても大切なことなので、先ほども広域のところでは焼却場をつくるということになったというのは、これはもう国が誘導したからそういうふうになってしまったと。本当でしたら、廃棄物処理法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、1970年にできたとき、その次の年の通知では、一般廃棄物は市町村の事務とすることがちゃんと明記されて、それでごみの処理は自治体と住民が協力し合って進める地域の固有事務だということを明らかにしております。これが自区内処理と言われて、ずっとそれを行ってきた。それが途中で80年代に崩れ始まって、それで90年代にダイオキシン対策だということで大きな炉をつくらないと補助金を出さないよということを国が言ってきたがために大きくしてきた。でも、それが偶然にもその組んだ自治体の一つの町に、市になってしまったということです。

ですから、旧3市町のところでごみの分別、そして収集方法、そういうことをお互い協議しなくても、一つの町になりましたので、今までよりもとても楽に協議ができる状況が整いました。それで、ごみの出し方というのは地域によっても違いますし、でも、その地域によって違っても、その地域がすべて同じ市になりました。ですから、その管理と処理方法というのは、地域の実態をよく知る市町村がリーダーシップをとらないと、広域に任せておけばできるというものではありません。その辺のところ、広域の2期工事の計画のところ、どんなことを計画の中で委託しているんだということを私なりに簡単にすると、やはり循環型社会を進めるためにはどうしたらいいかということなんだと思います。ですから、私が言ったように、市町村がきちんとリーダーシップをとらなければいけないというふうに思います。その辺のと

ころをきちんとできるかどうか、市長から答弁を聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） それでは、お答えをいたします。

広域のごみ処理についてでございますけれども、当然先ほどから話が出ていますように、計画的に広域でやってきたという経過がございます。しかし、先ほど話が出ていますように、1市2町でやるべきものが、合併によりまして一つの市になったということは、ごみ処理の内容等については当然私どもの出るごみの量、そういうものをきちんと把握をしながら広域の中で申し上げていきたいというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） そのときに一つ、きちんととらえておいていただきたいのは、ごみの分別のときに燃えるごみ、燃えないごみという分け方ではなくて、資源化すべきもの、資源化できないもの。資源化できないものの中に、その中に燃やさなければならないもの、そして埋め立てなければならないもの、そういう基本的なことを間違えると、燃やせばいいというほうに行ってしまうと、焼却炉が大きくなってしまいますので、決してそういうふうにならないように、分別の仕方は大切ですので、そこをきちんととらえて作業をしてください。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（高久武男君） 以上で12番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 松 原 勇 君

○議長（高久武男君） 次に、31番、松原勇君。

〔31番 松原 勇君登壇〕

○31番（松原 勇君） 31番、松原でございます。

きょうは2問についてご質問を申し上げます。

まず、第1問であります。西那須野中心市街地活性化構想の実現についてお尋ねをするものであります。

西那須野町の中心市街地において、若者が郊外に住居を構え、あるいは車社会を背景に、大型店舗や飲食店等も郊外に進出するなど、生活圈や経済圏が大きく変化し、空洞化現象が進んできたことを踏まえて、中心市街の再開発をして、町並みにぎわいと商店街の活性化を促進することを目的に、平成10年に制定されました法律に基づいて、平成13年度において中心市街地活性化基本計画を策定して、歩いて生活を楽しめる町を想定して、将来の町のあるべき姿を作成したものであります。これを受けて、平成14年度においては、町、商工会が活性化を組織的に推進するため、タウン・マネジメント・オーガニゼーション構想を策定して、第三セクターによるTMO会社を成立するなどして、商業等の活性化を図るために、創意工夫を凝らしつつ、努力を続けてきているところであります。

また、ハード事業については、都市計画課が担当し、駅前西地区の整備計画や西大和大型店集積地の整備事業、さらに桜通り、県道停車場線などのバリアフリー化事業などを立案し、地権者や地元住民の合意形成を得るため、説明会や意見交換会等を行い、中心地活性化事業の実現に向けて努力を続けてきているところであります。

一方、商工会青年部や地元商店会においても、音楽会やバザー等の催しをにぎわいのあるまちづくりに懸命の努力を続けておるところでもあります。

このたび国土交通省のまちづくり交付金事業が

決定され、西那須野駅西地区の中心市街地活性化事業においては、総事業費約50億800万円に対し、国では総額の4割に相当する20億300万円の交付金が決定されたことは大変喜ばしいところであります。この事業は、旧西那須野町が策定し、推進してきた事業計画であります。当然合併により持ち込んだ一大事業と言えるものであります。

今回、国が20億300万円の支援をしていただいても、残る30億500万は県、あるいは那須塩原市、地元等において負担をしなければなりません。近年、特に財政事情のきわめて厳しい状況の中での取り組みは大変なご苦労があると思っておりますが、国において認可されたこの中心市街地活性化事業に取り組む姿勢と決意について、市長のお考えをお伺いするものであります。

次に、那須塩原駅周辺の整備と黒磯駅周辺の市街地の整備状況についてお伺いをいたします。

那須塩原市においては、将来とも那須北地域の核となるであろう新幹線駅周辺の区画整理事業の進捗状況と将来構想についてお伺いをするものであります。

さらに、黒磯駅周辺の市街地整備についてはどのような計画、あるいは構想があるのでしょうか。

以上の点についてお伺いをするものであります。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 31番、松原勇議員の市政一般質問にお答えをいたします。

まず、西那須野中心市街地活性化構想の実現に向けてということでございますので、お答えを申し上げます。

西那須野町中心市街地活性化基本計画に基づく都市計画整備としましては、本年度より平成21年

までの5年間の補助事業でございますまちづくり交付金の採択を受けておりますので、その計画に基づきまして実施をしております。

次に、那須塩原駅周辺の整備についてでございますけれども、JR那須塩原駅西口の土地区画整理事業の進捗状況でございますが、西地区は57.5haにつきましては整備が完了をいたしました。北地区44.1haの進捗率は、平成16年度末現在で40.8%でございます。今後とも新市及び県北の広域拠点の整備として、一層の事業推進を図ってまいります。

さらに、黒磯駅周辺の市街地の整備状況についてでございますけれども、黒磯駅周辺の市街地整備計画につきましては、都市計画道路3・3・5、さらに駅前広場の整備を主なものとする中心市街地活性化基本計画があります。この事業は、実施に向けて説明会で地権者の同意が得られず、現在駅前広場の整備を含め、事業を凍結している状況にあります。また、平成16年度には市街地活性化基本計画の見直しを行い、駅東口広場や大黒町周辺まで区域を広げ、駅東口の広場の用地取得を初め、大黒町周辺地域計画に基づく活性化道路の建設を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） この市街地、中心地というのは、それぞれの地域にとってはいわば町の顔とも言うべき重要な役割を持つものでございまして、今回、旧西那須野町が進めてまいりましたこの市街地活性化事業の中では、特に中心地が空洞化してきた、あるいはまた人口の動向等もございまして、できるだけ町の活性化を図るためには、やはり町の中心地ができるだけのにぎわいを求めたい、こういうことが基本的にあったわけでございますが、その中で今、市長は、この事業について

ては5年間という限られた時間の中での事業執行でございますが、それは基本計画に基づいてしっかりとやっていくと、大変力強いご答弁をちょうだいしたわけでありましたが、一番気になっているところは、総事業費が50億800万という試算が出された。それに対して、4割相当の20億300万が今回国の認可になったということではありますが、それ以外の、いわゆる市の持ち出すお金、30億500万ほど数字的にはあるわけでございますが、これを単純計算で言いますと、年間にしても6億からの持ち出しになるわけでありましたが、これらの事業費の中で、合併特例債を充当してこの事業をやるといふふうに理解してよろしいのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 合併特例債の充当につきましては、今後十分の検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 西那須野地域の住民、あるいはまた西那須野を利用している駅の乗降客ですか、これが今、西那須野駅だけでも、若干調べてみますと、1日の乗降客が7,000人という数字が西那須野駅を利用しておるわけでありましたが、こういう方々にとりましても、この活性化事業というものに対する期待というものは非常に大きいわけでありまして、一番大事なことは、この該当する地域の方々の理解と協力にあると思います。特に西那須野では、かつて平成に入りまして間もなくございましたが、ヤング館構想というものがございまして、これはいわゆる駅をターミナル化して、その中に庁舎、あるいは農協、商店街、住居、レジャー施設をつくろうと、こういうこと

で非常に発展的な構想もあったわけでありまして、これが実現できなかった。せめて今回のものについては、ぜひとも地域の住民の理解と協力をいただきながら実現をさせていかなければならないと思うわけでありまして、この地域住民との接点、説明会、あるいはまた意見交換会等を通して、この住民の方々の反響、反応というのはどのような方向にあるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、お答えします。

それらの件につきましては、17年度の事業予算で申しますと、大きな3つの事業を実施する予定になっております。まず、第1がTMO活動を支援するための委託料といたしまして、まちづくり活動支援事業として、内容につきましては、整備計画の検討会、講演会、ワークショップ等で120万ほどの予算を組んでおります。もう一つが中心市街地の活性化補助ということで、これらにつきましては、テント村設営、空き店舗調査等を実施するための90万ほどの予算を組んでおります。3つ目につきましては、イベント支援補助として約180万の予算を組んでいるわけですが、これにつきましては、各関係機関が実施するコンサート等に対する補助金でございます。こら辺の補助事業を実施しまして、住民の意識の向上を図っていきたく考えています。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 西那須野の今中心地には「とりせん」という大きなスーパーがあるわけですが、話によりますと、このスーパーも今年の12月には撤去されるのではないかと、こういう話も流れてきておるところであります。

したがって、それだけに、周辺の住民からすると、やはり町の中でのショッピングができた、あるいはまた散策ができた、それぞれの町のにぎわいや、あるいはまた生活環境の整備というものに対する期待というのは非常に大きいわけでございます。

特に、今回の事業の中心になる、予算のおおむね2分の1かかるのではないかとされておりますが、町の中の横断道路とも言える道路ですね、今の400号から400号バイパスを結ぶ横断道路であります、既に新設され、あるいはまた砂利道も含め、さらにまた今度改めて駅前通りから400号までの間603mの距離にある土地の所有者、あるいは建物の所有者、こういう方々との接点も進んでいると聞いておりますが、これらの道路が整備されるということは、非常に町の往来、あるいはまた求めるそのにぎわいのある町、あるいは中心街でもしっかりと経営が成り立つ商店街の形成、こういうものに対しては非常に大きな期待ができるわけでありますが、この土地の所有者37名、あるいは建物の所有者が25名あると聞いておりますが、こういう方々の理解、あるいはまた協力の度合いについてはどのような話の接点をお持ちになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 中央通りの整備の関係でございますが、現在旧400号線から右に向かって道路がないところを今計画してつくるわけでございますが、これにつきましては、おおむね反対されている方はないように聞いておりますし、今後個別に地主さんと交渉していくと、こういう状況になっております。計画どおり進めるのではないかと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） この総体の事業計画の中では、ソフト事業、あるいはまたハード事業の骨格がつくられておまして、既に冒頭にも申し上げましたように、商店街青年部だとか、あるいは商店会の方々がソフト事業に取り組んで、少しずつでも理解を求めている、あるいはまた町のにぎわいを取り戻そうということで努力をしている姿を見させていただいておるわけでございます。ぜひとも、これらの事業がより円滑に、しかも5年間という年度の中でスムーズに事業に取り組んで、これらの目的が果たせるようにするためには、最も有利な特例債の活用が大事なことなのではないかと思うわけでありますが、先ほども部長の答弁では、それも検討していくということですが、ぜひともそういうところにこの有利な特例債の活用を図っていただきたいと要望を申し上げる次第であります。

次に、那須塩原駅周辺の問題でございますが、過日も区画整理事業の施行後、町界名で具体的にお示しをいただいていたわけでありましたが、非常に駅周辺の区画整理事業がきちんつくられてきて、将来のまちづくりの基本ができた、そういうことをつぶさに見てきておるところでございます。

この新幹線駅周辺というのは、今後も那須北地域全体の中心地になるということはもう万人が認めているといっても過言ではないのではないかと、思うわけでありますが、そういうところで、恐らくこの那須塩原市も市長は今のところ本庁舎については考えないというようなお考えをお示しはいただいておりますが、やはり将来に向かって、できれば早い時期にやはりそういう構想なり、あるいはまた那須塩原市の中心地になるべきしかるべきものを求めて、将来のまちづくり構想をきちんつくべきではないかと思うので

ありますが、この区画整理をされているエリアの中で、那須塩原市の今後の核については、市長としてはどのようなお考えと展望を持っているのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 那須塩原駅前の整備計画ということでございますけれども、今話が出ました庁舎の件が1件あるわけでございます。当然庁舎につきましても、合併時の話で、合併の協定の中で、那須塩原駅周辺に新庁舎をつくるという協定になっておるわけでございますけれども、先ほども話が出ておりますように、西那須野駅前整備計画を見ましても、市の持ち出しが30億を超える額になってくるという中で、今庁舎をつくるのかつくらないのかという状況ではないというふうに私は判断をしております。現在の黒磯市の庁舎でも10年ぐらいはもつんだらうというふうに認識をしておりますので、今の時点で庁舎をあの周辺に何年度に持っていきますよという考え方は持っておりません。将来的にはそういう形にはなろうかとは思いますが、そういうものについては、現在のところ計画は立てておりません。これからの振興計画の中で、それらの点については詰めていく形になるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 土地というのは有限であります。したがって、やはり将来の展望というものがあるとしたら、やはりそういう心がけだけはしっかりと持ちながら、これからの那須塩原市のあるべき姿なりあるべき方向というものを考えていくべきではないかなと思っております。

ぜひとも、昔から交通機関がその町の最も重要

なポイントにもなっておりますし、那須塩原駅は今の時代は新幹線の時代でもありますし、今あの周辺を見ましても、ほとんど駐車場になっているあの現実を見ましても、いかにこの地域が中心地からの通勤圏にあるかということでもありますから、せめて用地の見通しぐらいは考えておいたほうがよろしいのではないかと、そんなふうに思いますので、ぜひこれは私の要望にしておきますけれども、そうした駅周辺の将来像についての思いを寄せておいていただきたいと思います。

次に、黒磯駅周辺の整備につきましても、具体的に市長から説明をいただきました。

最初に申し上げましたように、那須塩原市には3つの在来線の駅、あるいは新幹線の駅を含めると、3つあるわけですが、それぞれのところが町の核をなす非常に重要なポイントでありますから、その中心地が元気があるか、あるいはまた多くの人が集まってくるかどうかということは、町全体の活性化なり、あるいはまた住民の集まる場所として望ましい状況整備になるだろうと思うわけであります。

この黒磯の計画についても、平成16年度に活性化の見直しをしている、あるいはまた駅東ですか、こういったところの整備等も含めて、この中心市街地の、黒磯駅周辺の市街地の活性化なり、あるいはまたまちづくりについて同じように考えていくということでもありますので、ぜひともこれらの事業がこの那須塩原市の今後にとっても大きなプラス要因になることを心からご期待を申し上げながら、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高久武男君） 以上で31番、松原勇君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 東 泉 富 士 夫 君

○議長（高久武男君） 次に、8番、東泉富士夫君。

〔8番 東泉富士夫君登壇〕

○8番（東泉富士夫君） 議席番号8番の東泉でございます。

それでは、通告制によりまして、3問についてご質問をいたします。

まず最初に、市営バスの新たな運行についてご質問いたします。

那須塩原市が誕生し、多くの市民が住みやすい環境と発展に期待を寄せております。それにはまず、車社会における利便性であります。

黒磯、塩原の地域においては、一部の地域で既に公営バスが運行され、市民の足となってまいりました。しかし、今後は西那須野を含む市内全域を視野に入れた市営バスの新たな運行が期待されております。

特に、児童生徒の通学を初め、高齢者に配慮した市営バスの運行によって、病院や買い物等にも利用できる路線を市民は望んでおります。

現在、黒磯、塩原方面を運行している市営バスは、路線バスが廃止されたところを経由しております。路線については、国土交通省の制約等もあり、難しい面もあるかと思いますが、しかし、今後は十分研究、検討され、民間委託ということも視野に入れながら、市民が真に望んでいる生活路線、また交通手段の不便な地域を可能な限り経由し、市民の大事な足となることが望まれます。

今後本市は、市営バスの新たな運行についてどのような考え、構想を持っているかお伺いいたします。

次に、四季の里交差点に押しボタンの信号機の設置についてご質問いたします。

塩原温泉は、那須塩原市の中でも観光拠点の中心として大変重要な地域にあります。また、全国

的にも有名な温泉として知られております。観光地にとって、観光客の皆さんが安全かつ安心して快適な時を過ごしていただくためには、歩道、遊歩道を初め、観光名所の安全対策について万全を期していくことは大変重要なことでもあります。また、人通りの多い交差点においては、安全に渡れるように信号機の設置も必要と考えます。

観光シーズンにおける四季の里交差点は、車の交通量も多く、カーブが強いため、見えにくく、信号がないので、地元の方を初め、観光客の皆さんが市道を横断し塩の湯方面に行く場合は、人も車も大変危険を感じている状況であります。

従来から地域住民を初め、観光客の方々からも、ぜひ押しボタンの信号機を設置してほしいという要望が出ております。

本市は四季の里交差点に押しボタン信号機の設置について、今後どのように考えているかお伺いいたします。

最後の3点目の、西那須野地区に中学校の新設についてご質問いたします。

教育行政は、次代を担う児童生徒を育てる重要な立場にあります。教育改革が叫ばれて久しくなりますが、今、各自治体においても学校教育充実のために、30人ないし35人学級編制によるきめ細かな指導の実施を目指しております。

近年、西那須野地区は急速な新興住宅の増加によって人口がふえ続けてきました。しかし、人口に比較し、中学校の数が2つしかなく、各学年6クラスないし7クラスという状況にあります。これは近隣の学校に比べクラスの数が多く、さまざまな弊害が感じられます。まず、体育や部活動などの施設利用に十分なゆとりが取りにくいこと、中学生は非常に多感な時期であり、一人一人への目の届いた教育環境が非常に大切になります。また、学校区の範囲が広いことから、通学の距離が

長くなり、生徒への負担や犯罪に巻き込まれる可能性が高くなることが懸念されます。これらの理由などから、中学校の新設については、従来から地域住民の強い要望であります。

今後の将来を見据えた場合、本市は西那須野地区に中学校の新設についてどのように考えているかお伺いいたします。

以上3点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君の質問に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 8番、東泉富士夫議員の市政一般質問にお答えをいたします。

西那須野地区の中学校の新設についてお答えをいたします。

西那須野地区は、三島中学校と西那須野中学校の2校がありますが、いずれも24学級と大規模校であります。これらの大規模校の解消は、旧西那須野町からの懸案事項でありましたが、新市建設計画の中で、学校教育の主要施策として、適正な学校規模の確保を図りつつ、多様化する教育に対して施設環境の充実を図ると位置づけております。また、平成17年度には、耐震対策を含めた総合的な改修計画の策定も予定しておりますので、今後は新市建設計画と改修計画を踏まえ、生徒の数の今後の増減も考慮し、研究してまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、生活環境部長から答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 市営バスの新たな運行についてお答えいたします。

現在、市営バスは黒磯地区で2路線、塩原地区で4路線の合わせて6路線が運行しておりますが、

これらは採算性の問題から、バス事業者の退出に伴う代替路線として運行しているものであります。

交通弱者における足の確保を図る観点から、既に運行している6路線のあり方について検討を加えるとともに、市営バスによるネットワークの実現に向け、新路線の設定も視野に入れて研究してまいりたいと考えております。

次に、四季の里交差点に押しボタン信号機の設置についてお答えいたします。

信号機の設置につきましては、道路の新設等に伴い、交通量の増大による交通上の危険が予想される箇所や公共施設等の付近、または通学路において、児童、高齢者、身体障害者等の交通安全を確保する必要がある箇所について、例年管轄の警察署に要望しているところであります。塩原地区におきましても、毎年何か所か要望しているところではありますが、ご指摘の箇所につきましては、実態を調査の上、関係機関とも協議を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま3点についてご質問をさせていただき、答弁をいただきましたので、おおむね理解をさせていただいたところでございますが、しかし、この3点につきましては、すべて市民、地域住民の強い願い、要望でもございますので、できればもう少し具体的にお答えいただければという考えもございます。

まず、第1点目の市営バスの新たな運行につきましては、ご質問をさせていただきましたように、特に児童生徒の通学を初め、高齢に伴って車等の運転が困難となり、役所、病院、買い物、銀行、郵便局などへ行く場合、日常生活に支障を来す皆

さんにとって、大変期待をしている市営バスでございます。そこで、何点かお伺いをしたいと思います。まずこの市営バスの新たな運行については、いつから運行開始を予定されているのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） いつから予定するのかということでございますけれども、仮称ですけれども、今検討の中で、内部でどう進めていくかということで検討しているところですが、まず（仮称）那須塩原市市営バス路線の庁内の研究会、これは生活路線バスといたしましてもいろいろな言い方をされています。コミュニティバス、福祉バス、場所を結ぶとか。そういった意味で、関係する庁内の所管部、所管課等で庁内研究会をまず立ち上げたいと。その中で、庁外組織としては、（仮称）那須塩原市市営バス路線検討委員会というものを立ち上げまして、そういった庁内と庁外との関係の中でまずは検討していきたいと。

そういった中で、運行開始ですけれども、計画でいけば、19年4月、18年まで具体的な検討をしまして、その4月をめどに考えていきたいという考え方で今内部で検討しているところでございます。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） ただいまのご答弁によりますと、18年度検討して19年度から実施ということで、また具体的な内容についてはこれからかなという思いではございます。

この点につきましては、特に重要なポイントとして取り組んでまいりたいという点が現段階では少しまだ早いということで無理なのかなとは思いますが、この点とこの点については特にポイントを置いていきたいといったことがもしございましたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 具体的な検討の内容でございますけれども、まず特定地域ではなくて、市内全体をどうやったら網羅できるのかというのも一つのポイントかなと思っております。それから、運行形態の検討ですけれども、要するに交通弱者、高齢者、あるいは通勤・通学ですね、そういう人の足の確保という観点をどういうふうに検討していくかというのも一つのポイントかなというふうに思っております。ただし、これは運行ルートとしての重要なポイントではありますけれども、では、何台のバスをどの程度やったらどのぐらいのコストがかかるんだろうというものも、まずは裏側の部分としては重要なのかな。そういうものももろもろあわせて、十分検討していきたいなという考え方でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） ここで昼食のため休憩をいたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時01分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） それでは、第1問の市営バスの新たな運行につきまして、引き続き申し上げたいと思っております。

いずれにしても、今後高齢化社会に向かっていくにしたいが、車の運転が困難となり、日常生活に支障を来す人も年々増加していくことが予想されます。

今後それらの問題を解消するために、市内全域を視野に入れた福祉的な市営バスがぜひとも必要ではないか、このように考えます。

本当に市営バスの新たな運行については、今後具体的に研究、検討されていくものと思いますが、本当に市民の皆さんのお役に立ち、また喜んでいただけるような運行に期待をしまいたいと思いますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

それから次に、2点目の四季の里交差点に押しボタンの信号機の設置につきましては、今後十分調査をして対応していただくというような答弁であったと思いますので、ぜひともこの実現の方向でご努力いただきまして、地域の方にも、実現いただければ、大変喜んでいただけるものと思いますので、この点につきましてもよろしくお願いをしたいと思います。

次に、3点目の西那須野地区に中学校の新設につきましては、いろいろな課題もございますので、そう簡単ではないということは理解をしているところでございます。しかし、この点につきましても、質問させていただいた理由の中にもありますように、これまた地域住民の長年の念願でもございます。

そこで、ただいま答弁をいただいた内容等につきましても、もう一步掘り下げた観点から二、三お伺いをしたいと思います。

ただいまのご答弁の内容によりますと、将来を見据えた場合、今後十分研究をしていきたいというようなご答弁であったかと思いますが、ある程度、わかる範囲で結構でございますが、今後の人口及び児童生徒の増減の推移など、この予測についてもお伺いできればと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この点についてよろしくお願いしたいと思います。

す。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 手元には平成25年度まで、約10年間の予測資料を持っているんですけども、今年は両中学校で1,454名の生徒がいます。それから、平成25年度なんですけど、そこでは1,494名というふうな推計が出ています。その間、平成21年度あたりが一番多いと見込まれて、1,508名というふうなことです。ほぼ子供の数は横ばいで推移すると見ております。

以上です。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） ただいま数字的な面もお示しいただき、よくわかりました。

そこで、今度は近隣の学校に比べクラスの数が多く、さまざまな弊害が感じられるという意見もあるわけでございますが、今後の対応策について、どのようにお考えになっているか、この点についてもちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（千本木武則君） ハード的な対応という意味でしょうか。

○8番（東泉富士夫君） できれば総合的に。

○教育部長（千本木武則君） まず、ハード的な校舎の対応といたしましては、今年度耐震診断の必要性の度合いをはかる調査をする予定となっております。その後、耐震診断の具体的な経費を割り出していくというふうな作業に入るわけですけども、その両中学校の耐震対応策にかかわる経費なども十分検討の対象に入れていかななくてはならないというふうに見ています。

それから、ソフト的には、今年度から中学校は県の方針で35人学級が実現をしているわけです。そこに市の臨時教師を配置し、かなり柔軟な子供

に対する教育活動ができるよう両中学校も含め、市内の中学校にはそういう対応をとっているところでもあります。確かに子供が多いということになりますと、相対的には多いというふうなことがありますけれども、一つ一つのクラスの中では、それぞれ充実した活動ができるよう配慮していきたいというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） ただいまご答弁をいただきました。それなりに最善を尽くして今後いかれるということでございますので、ぜひともよろしくをお願いをしたいと思います。

いずれにしても、那須塩原市は県北の核となる中心都市でございます。今の少子化問題は国を挙げて取り組んでいる重要な課題の一つでございますが、先ほども申されましたように、生徒児童の数は今後余り大きな変化はないのかなということでございますが、この問題につきましては、今後ともぜひ前向きに取り組んでいただきまして、住民の要望に一步でも近づいていければと思いますので、どうか今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で8番、東泉富士夫君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 渡 邊 穰 君

○議長（高久武男君） 次に、13番、渡邊穰君。

〔13番 渡邊 穰君登壇〕

○13番（渡邊 穰君） 市政一般質問に先立ちまして、市長を初め、執行部職員の日ごろのご労苦に対し、心からの敬意と感謝を申し上げます。

那須塩原市となり、改めて問題提起を含め、一般質問をいたします。安全、安心、住みよいまちづくりのため、思い切った施策をお願いいたします。

国内外ともに問題が山積されております。その中に郵政法案や靖国参拝などがあります。

私も那須塩原市遺族連合会は、再び来た道をもう一度歩いてはならない、不戦の誓いを立てて、例年どおり御霊祭りに合わせて、7月14日に100名の参加者により靖国神社の参拝を実施いたします。皆様、ご高齢となりました。合併後初めてであり、60周年の節目に当たり、有意義な事業と考えております。

このたび日本遺族会は、古賀誠会長、副会長の尾辻秀久厚生労働大臣、水落敏栄参議院議員らが幹部会を開き、大きな柱と位置づけて、首相の靖国神社参拝を推進してまいりましたが、ご英霊が心静かに休まれることが一番との思いから、中国や韓国など近隣諸国への気配りや思いやりも外交には必要との見解をとらえました。首相参拝への影響があるものと思われま。

さて、少子高齢化が進み、出生率は過去最低を更新しました。県内出産平均も1.37人で、1万8,000人を割りました。全国では7,816人で、1.29人、間違えました。今の7,816人は県内でありました。全国では1.29人、出生110万1,000人です。一方、65歳以上の高齢者は県内全人口の18.9%で、38万154人です。全国は19.5%です。

経済縮小や社会保障制度の維持が難しくなるのではと、深刻な事態を招きかねません。そんな中で、4人に1人が65歳以上の塩原地区に総合在宅センター「生きいきの里」がこのたび落成をされ、高齢者向け福祉施設として地域住民に有効に利用されることが期待されるところであります。

栃木県の昨年9月1日現在、100歳以上は116人で、前年の306人を上回って過去最高となりました。今後は高齢者の能力や経験を生かせる社会の実現が欠かせません。再就職や働く機会をつくり、ボランティア活動を通じた社会参画が大切となってまいります。

65歳以上で子供や孫と同居する世帯が1980年の50%から24%となり、4世帯に1件の割合になってまいりました。

埼玉県富士見市の認知症の老姉妹が住宅のリフォーム契約を幾つも結ばされ、全財産を失った事例があります。判断能力の不十分な人が契約をさせられた相談が2003年に9,900件もありました。ひとり暮らしの高齢者は341万もいて、現況の把握はされておらず、早急に対策をなされるべきと考えます。

身近な人で、92歳の母を一切面倒見ないので、私が保証人となり、老人施設に入所をしたが、病氣治療や手続など、その対応や措置に困った問題がたくさん出てきます。

別の体の不自由な老母は、嫁ぎ先の娘に一時世話になっていたが、戻りたいというので苦勞をして話をつけ、戻したものの、家族関係がもつれて、老人施設に入りたいのだが、いまだに空き室がなく、何とかならないかと相談をされています。

そこで、1の福祉行政について。

(1)の高齢者施設について。

施設入居者の待ちなどはあるのか。現状と今後の計画についてお伺いをいたします。

次に、2観光行政について。

(1)板室遊歩道と駐車場についてお伺いをいたします。

板室園地より那珂川東側途中ががけで崩れて行きどまり。西側も那珂川で行きどまり。温泉と本村の間にはダム専用道路でこれもまた行きどま

り。温泉の左奥は、一井屋先が通行どめ、がけ崩れのためと立て札が立っておりました。唯一通れたのが、木の俣園地より幸乃湯までが通行できました。観光客が喜んで、楽しく、満足して過ごせる遊歩道に整備ができないかお尋ねをいたします。幾世橋駐車場は観光スポットとして大いに役立つものと考えます。さらなる考えはあるのかお聞きをいたします。

(2)板室ダム上につり橋建設について。

大変すばらしい発想であり、ぜひ実現してはいたかがかお聞きをいたします。

(3) (仮称) 黒磯インターについて。

名称を黒磯板室インターにすることについてお尋ねをいたします。

既にこれらについては商工会等が陳情に県のほうに参ったとのことでございますが、その後の状況等をお知らせください。

次に、(4)那須ナンバーの見通しについてお伺いをいたします。

大変厳しい状況と聞いていますが、地域の貢献度が大きく期待されます。ご所見をお伺いいたします。

3道路行政について。

都市計画道路3・3・2号線未着工部分の早期実現について。残りはどれくらいあるのか、見直しなどをお伺いいたします。

(2)槻沢、下中野、JR南側に道路計画はあるのか。また、これらがどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

次に、(3)東小屋沓掛線(市道249号線)より那須塩原駅の道路整備がなっておりません。これらについてお尋ねいたします。公民館新築に伴い、大変重要な道路となります。現況の細い砂利道では、車1台がやっと通れる程度で、交通量が多く、交差もままならない。転落事故も時々あり、フェ

ンスが壊されるなど被害が多く、困った道路であります。利用者が多いので、一日も早く整備してほしい。会派を通じて毎回お願いをしているところではありますが、これらについてもお考えをお聞かせください。

(4)黒磯・田島線の早期整備について。

福島県田島側の整備は順調であります。栃木県の対応が大変悪い。観光の目玉ともなる道路でもあり、県道に昇格をして、大きく裏切られた思いであります。通りに大木が育っている現況。一日も早い整備が必要と考えています。ご所見をお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

せっかくの機会でございますので、つり橋を質問しておりますが、その場所の一部をご紹介申し上げます。

大変すばらしい景勝の地でありまして、この板室ダムの水の色は、温泉の水と特殊な成分が融合してか、濃紺のすばらしい色をしております。その池の中には、ダムの中には貴重なヤマメなど多くの生物が住んでおります。また、冬にはオシドリが250から300羽という大群が、これは県下でも一番多いそうではありますが、これは栃木県並びに野鳥の会の調査の結果、そのようなデータが出ております。大変そのような貴重なところでありますので、ぜひつり橋をつくってほしいと、こうした質問の中でのあれですが、1枚だけお見せしますが、5枚これをお借りしてまいりました。いずれ遊学センターあたりにおいてこれらが展示されるものと思いますが、大変すばらしい景勝地であります。ぜひこれを実現してほしいと要望をいたすものであります。

○議長（高久武男君） 13番、渡邊穰君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 13番、渡邊穰議員の市政一般質問にお答えをいたします。

まず、高齢者施設についてお答えをいたします。

高齢者施設については、デイ・サービス等の通所施設と特別養護老人ホーム等の入所施設に区分がされます。このうち、市内における入所施設の整備状況は、特別養護老人ホームが5か所、介護老人保健施設が2か所、介護療養型医療施設が1か所、認知症高齢者グループホームが4か所、軽費老人ホーム、ケアハウスが各それぞれ1か所となっております。このような入所施設を整備する場合には、3年ごとに策定をする介護保険事業計画の整備目標値の枠内での整備となっておりますが、この整備枠に対する現在の進捗状況は、認知症高齢者グループホームを除き、目標値を達成している状況であります。

今後の整備計画につきましては、平成18年度からの第3期介護保険事業計画策定の中で、国の参酌標準値に基づき、検討することとなりますので、この標準値が示され次第、介護保険運営協議会の中で市民の皆さんの意見を聞きながら、適正な基盤整備計画を策定していきたいと考えております。

次に、那須ナンバーの見直しについてでございます。

既に新聞等で報じられておりますが、5月末日で締め切られましたご当地ナンバーの新設については、私どもの那須ナンバーを含め、全国20地域から申請があったようです。これから国土交通省において選定が行われるわけではありますが、予算的な制約などから、要望地域のすべてが認められることは難しく、予断を許さない状況にあります。したがって、今後とも情報収集に努めながら、那須市町村会を中心といたしまして、県や民間の那須ナンバー創設協議会などとも連携して、実現

に向けて活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

このほかにつきましては、産業部長、建設部長から答弁をいただきます。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、観光行政についての中の(1)板室遊歩道について、(2)板室ダム上につり橋建設についての2件について、あわせて答弁をいたします。

板室ダム周辺は、旧黒磯市の20景に選定された景勝地であり、板室温泉に逗留する観光客などが訪れることから、貴重な観光資源として活用していきたいと考えております。昨年度はダム湖畔の杉林の下刈り、間伐を行い、眺望を確保したところです。

今後、板室ダムを周遊する遊歩道、園地、駐車場等の整備を検討してまいりたいと考えております。また、板室ダム上にかけるつり橋については、研究をさせていただきたいと思っております。

木の俣川園地遊歩道につきましては、オオバヤナギの群生地や巨石の連なる溪流をめぐる自然歩道として平成10年度から15年にかけてベンチや階段、石段等を含め、延べ約2kmの整備をしたところでございます。今後もオオバヤナギの群生地である左岸から巨石の連なる右岸を結ぶ施設や駐車場、園地等、より多くの観光客に利用していただけるよう整備について検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 2番の観光行政の中、(3)の（仮称）黒磯インターについてお答えを申し上げます。

（仮称）黒磯インターチェンジの名称につきましては、事業の進捗にあわせて、事業主体である

県など関係機関に要望していきたいと考えております。

続きまして、3の道路行政でございますが、(1)都市計画道路3・3・2の黒磯・那須北線の関係でございますけれども、当線につきましては、一般国道400号、いわゆる西那須野地区から起点としまして、主要地方道那須高原線を終点とする主要地方道西那須野・那須線といたしまして、平成5年度県道に認定していただき、県において現在整備を行っている道路でございます。現在までに約6割方改良、または暫定改良済みとなっております。

今年度は上厚崎工区の用地買収をしていただいておりますが、来年度は用地買収のほか、一部工事に着手する予定と伺っております。またさらに、上赤田地内の交差点周辺につきましても、事業に着手したい意向と聞いております。

このようなことから、ご質問の区間の、いわゆる厚崎方面でございますけれども、この区間につきましては、これらの事業の進捗状況を見ながら県に要望してまいりたいと、このように考えております。

続きまして、3の(2)、(3)、(4)と3つほどございますが、一緒にお答えを申し上げます。

槻沢、下中野、JR線南側に計画道路はあるかと、こういうことでございますが、ご質問の市道下中野・関根線につきましては、現在の道路に橋梁整備をする予定は現在のところございません。

なお、ご質問の付近におきましては、新市建設計画で骨格道路としての新南郷屋・下厚崎線がございますが、これにつきましても、今年度道路整備基本計画を策定するということになっておりますので、この中で検討をしていきたいと思っております。

次に、東小屋・沓掛線から那須塩原駅への道路

整備につきましては、国道4号からJR宇都宮線の間、いわゆる市道東小屋・沓掛線から横道をつくると、こういう話でございますが、現地の状況を考えますと、地区内の道路整備という面が大きく、那須塩原駅の連結道路としての利便性には欠け、整備効果が余り期待できないものと、このように考えております。

今後周辺の道路計画の整備の状況を踏まえ、よく研究をしてまいりたいと考えております。

次に、県道黒磯・田島線の早期整備についてでございますが、県道黒磯・田島線につきましては、本市と福島県の田島町を結ぶ最短ルートでありまして、両地域の産業、経済、文化の交流や発展に重要な役割を果たす路線でございます。このようなことから、毎年両県に対しまして本路線の早期整備促進について要望を行っているところでございます。

栃木県におきましては、鬼ヶ面橋から深山橋の約2kmの区間につきまして、平成17年度防災工事をを行い、平成18年度に舗装工事を実施する予定と伺っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私どもからは、市長からご答弁申し上げましたうちの福祉行政についてのうち、高齢者施設についての入居待ちの状況についてお答えをいたします。

那須塩原市内の特別養護老人ホームは現在5つの施設がございまして、入所定員は260人ほどです。現在、把握している入居待ちの数字ですけれども、今年の8月現在で旧黒磯市内の寿山荘とあじさい苑のみの情報しかありませんけれども、176名の方が入居待ちということになっております。ただ、これはほかの施設との入居も重複して申し込んでいる人がどれだけいるかということに

つきましては、ちょっと不詳でございます。

なお、定員260名のうち、今年の1月1日現在で入居している方が256人でございます。そのうち、那須塩原市内の市民、いわゆる市民が入居しておりますのが209人ということで、入居率が81.6%でございます。大田原市の75.2%よりは上回っている状況でございます。

○議長（高久武男君） 13番、渡邊穰君。

○13番（渡邊 穰君） ただいま、るるご説明がございました。

しかしながら、いずれにしても、私たちの要望とはほど遠い感じをいたしております。例えば入居の話にいたしましても、実際話として、問題がありながら埋まって入れないと、こういう状況もあるわけでありまして。これはどうしても新しい大きなそうした老人施設が必要ではないか、こんな思いをしております。

例えば関谷のやしお温泉が大変経営者が高齢になりまして、約1万坪の面積を持っております。湯量も毎分150㎡と大変豊富なお湯の量ですが、何とかそのお湯を使って、ご高齢者に今までご利用いただいたご恩返しをしてくださるよう、施設をつくってほしい、こんな要望がありました。お話を聞いてみますと、皆さん立派なお子さんばかりで、娘さんなんか鍋掛小学校の先生などをやっているんですが、残念ながら、その温泉といたしますか、キャンプ場も経営しておりますが、後継者がおりません。ぜひこれらについては市が中に入りながら、国県の力を借りながら、そうした施設を誘致してほしい、こんな訴えがございました。あれだけの土地とそうした豊富なよい泉質を持ったお湯が今後そのまま後継者もなく生かされないのではもったいないような気がいたします。これらについては何とか国県につなげて、そうした施設をつくってほしい。

幸いこの9月3日には、先ほど申し上げました厚生労働大臣の尾辻秀久さんがこの栃木県にご講演にまいります。特別講演であります。栃木県といたしましても、これらについては大変力を入れて、その予算もおとりになる予定であります。その際には、そうした老人施設などをつくる場合に、ぜひ陳情、要望等があればお受けいたします、こんな考えを承っております。でき得れば、そうした少ないチャンスであります。これらを生かしながら、そうした施設をこの那須塩原市のど真ん中につくっていただきまして、でき得れば子供たちがキャンプに来るなどいたしますので、子供たちと老人たちとそうした交流、そんな場になるような施設をつくってほしいなど、こんな思いをしています。これらについても見直しの時期に来ております、こう聞いておりますので、そんな考えをいたしておりますか、もう一度お聞きをいたしたいと思います。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

介護老人の施設につきましては、介護保険事業計画、あるいは高齢者福祉計画と連動したものでないと、なかなか施設は難しいというのは市長のほうからご答弁申し上げたとおりでございます。議員のほうからご紹介がありました塩原地区の旧国民健康保険の診療所、これら活用して、新たな総合在宅保健センターとしてこのたび開所されたところでございますけれども、ただいまお話のあった関谷のやしお温泉をこのような高齢者、あるいは子供たちとの交流施設として活用できないかというようなご指摘だと思いますけれども、例えば高齢者の施設ですと、廊下の幅なんか車いすですれ違えるようなスペースが必要であるとか、あるいは中層、あるいは高層の建物の場合は、出入り口が何か所か設けられるか、あるいはそうい

った避難誘導の設備が可能であるかどうか、そういった点もいろいろ条件的になかなか難しい点もあると思います。

先ほども申し上げましたけれども、第3次の介護保険事業計画の中で、そういった費用効果が見込まれる、あるいはそういった施設の需給があれば、そういった計画を進めていく上で、事業者のほうとの調整がつけば、そういうことも選択肢の一つであるかもしれないということしか、現状の中では言えませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 13番、渡邊穰君。

○13番（渡邊 穰君） 全くそのとおりであります。きょう言ってきた話ではございません。きょうは種まきでありますから、ぜひそれらを考慮に入れながら、今後のこういう機会を持っていただきたいと、こんな思いをいたします。

次に、つり橋関係であります。大変、塩原などは町でつくったつり橋が2つ。そのほかはいずれもそうしたほかの財源をもってつくられたものと思っておりますけれども、たくさんある。残念ながら板室温泉にはふれあい橋ですか、これがつり橋かな、大変数が少ないわけであります。

旧水府村の竜神大橋、まさにこれなどは村おこしのためにつくった橋であります。時の国会議員がこれを誘致したわけでありましてけれども、村おこしには大いに役立ち、今では道路も広く開通されて、大変有名なところとなりました。

ぜひこの板室温泉にもでき得れば最も高い、最も長いそうしたつり橋をつくってほしい。あるいは低くても、そのダムの特異な状況、水の色や景観、それから四季折々のそのすばらしい景観、これらを観光客が満喫できるような、そんな施設につくってほしいと。同じくこれも地元の地主様からの発案だったそうでありますが、いずれも大変

難しいとは思いますが、いずれもこれも種まきでありますから、きょう言っけきょうという話ではありません。きょうを起点にしてこれからこれらについてはできれば実現できるように市側のお骨折りをいただければと、こんな思いをいたしておるところであります。

いずれにいたしましても、ここ近々ではありますけれども、急激に板室温泉の客が減っております。毎日のように私は板室温泉を利用したりしておりますけれども、旅館では大変青い顔をしているというような状態に陥っております。言うなれば、これは社会情勢の変化もあろうかと思ひます。旧態依然の経営が時代にマッチしなかった部分もあるかもしれません。考えようによっては、板室温泉というのは湯治場でありますから、長逗留の方が多いわけであります。短い人でも3日、長い人は半月、1か月、半年ぐらい同じ旅館に泊まっている方もおります。それが特徴であり、ほかには類を見ない安定した客を持っていたわけでありましてけれども、先ほど申し上げたように、社会情勢の変化がここへ来て顧客の数が大変減ったと。それらについては、やはりつり橋をつくってみたり、遊歩道を整備したり、そして自然遊学センターや旧跡等を掘り起こしながら、魅力ある観光地とすれば、そして、でき得ればお客の少ない時期には修学旅行生などを誘致するような、そんな施設等もつくっていけば、活性化が図れるのかな、こんな思いをいたしておるところでございます。

また時代が変わり、国際化の時代でもあります。そうした時代の流れに即応した対応も必要なのかなと、こんな思いをしております。

先ほど遊歩道で申し上げたように、いずれも行きどまりということであつては、それらの魅力は大変少ないわけではありますが、考えようによっては、深山ダムや三斗小屋温泉、あとは板室温泉、

本村等の大きなスケールの中でこれらを整備していけば、決して他に負けない立派な観光地になると。遊歩道もでき得れば山晃館近辺のあの巨大な石の上に、岩の上に大木がそそり立つといいひますか、これは見事なものでございまして、他にやはり類を見ない景観を呈しているわけでありまして、ダムの魅力とともに、その岩や、岩の上にそそり立つ杉やケヤキの大木を回ってつくられる遊歩道があれば、これまた観光地としての大きな魅力が生まれるのではないかと、こんな思いをしておりますので、もう一度遊歩道の整備については、それらの遊歩道の整備ができるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、お答えします。

遊歩道だけというひと、板室温泉の全体の観光資源にしろ、非常に少ない状況が現状でございひます。先ほど出ました板室ダム上のつり橋、遊歩道の整備、それら全体を含めて今後十分に検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上でございひます。

○議長（高久武男君） 13番、渡邊穰君。

○13番（渡邊 穰君） お答えを大変ありがとうございました。

大変良質な温泉、昔からの湯治場、旧那珂湊市などの姉妹都市提携もそうした因縁があつての姉妹提携であつたかなと思ひますが、そうした中であつて、いわゆる立派な温泉、そして貴重な動植物や豊かな自然の景観、恵まれたこの自然がつくったたくみといひますか、それから遊学センターなどや旧跡などを利用して今後も整備をされるよう強くお願ひを申し上げるところであります。

次に、道路関係についてお尋ねを申し上げます。下中野、槻沢というひか、関根といひますか、私

もよく地名はわからないのでありますけれども、いずれにいたしましても、あの近辺の方に聞きますと、昔から通っていた道が現在テトラポットなどを両側に置いてありますから、当然通行止めというのはよくわかりますけれども、通行止めにしておきながら、実際にはそこを自転車も通っております。それは担いで渡るのかどうかは知りませんが、当然人の歩いた足跡もありますし、近所の下中野の人に聞きますと、通行止めになったから、やむなく歩いていってくるんだよと、私は親戚の人が近いんですよと。聞いてみたら、まさに親戚は、今は川止めになって寸断された感じであるが、近い親戚ばかりなんですね。その縁戚関係の深い仲をあのテトラポットでふさいでおくのは、どうも私としても、これは行政の怠慢を通り越して犯罪に近いような、そんな思いをしてまいりました。

関根のある農家に早朝行ってお尋ねをいたしましたところ、当時の町長に対しては憤まんやらかたないといえますか、怒り心頭に発して、私たちの顔も見ずに通れる道路を通さなくしてしまったというので、何ぼ整備をしても、お頼みをしてもつくってもらえないんだと大変怒っておりました。

下中野地域の方たちは、もちろん顔なじみでありますから、ぜひお願いします、お願いしますというふうな、とにかくなくて不自由なんです。通学路にしても常にそうした縁戚関係でもあるので大変不便を来しているんだと。せめて洗い越しだけでも、通るだけでもしていただければ。でき得ればあそこに橋梁をつくってもらおうというのがもう何十年も前からの、あれは地元住民の願いであったはずであります。それを放置しておいた。私自身としても、納得がいかないし、私もその話題を今回質問するためにしばらく行かなかったんですが、現況はまさに厳しいなと、そんな思いをし

てまいりましたが、今まで通った道路がなぜ通らなくなったのか、その辺についてもお伺いをおきたいと思うのですが、そんなに難しい問題ではないと思いますので。事故があった話なども聞いておりますけれども、あれだけ地域住民が要望しておくにもかかわらず、なお通さないというのは、私自身も納得できないので、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 確かに現況は通れなくなっております。それで、合併する前は黒磯市と西那須野町の間ということでございました。そういう関係もありまして、最近ではなくて、その当時から通れない状態になってございます。というのは、多分にあの川は水がふだんありませんけれども、雨が降れば、必ずあの辺は水がわいてくるということで、整備をしてもしても流されてしまうと、こういう状況があったんだと思います。

ただ、今、議員からのご指摘のとおり、今まで通っていたものが通れなくなったと、こういう状況がありますので、合併もして一つの市でございまして、その中で、車はいずれにしても、どういう状態かで対応できるか研究をさせていきたいと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 13番、渡邊穰君。

○13番（渡邊 穰君） 少し、前向きのお話が聞けましたので、私も安心をいたしましたけれども、対岸には大きな運送会社がありますが、橋がないためにあそこは要するに車が通れない、当然その運送会社としても大きな影響があるわけでありまして、実は私の親戚なんですと下中野の方が言っておりましたけれども、非常に重要な道路であるということには変わらない。西那須野側は普通の道路で、大型でも何でも通れるような状態だが、残念ながら、黒磯側、下中野側があそこは旧態依

然の江戸時代の道ばかりなんです、細くて車が通るのも大型自動車はどうかという状態ですが、協力体制はいつでもできると、そういう感じをいたしてまいりました。当然要望するくらいでありますから、地元の反応はぜひつくってほしいと、こういう要望でございますので、これから私もこれらについては何回でも質問台に立ちたいと、こんな思いをしておりますので、前向きにご検討お願いしたいと思います。

3・3・2号線について申し上げますが、これらはまさにそのとおりで、ただいまは文化会館の裏の通りがその代替をして通れる、何とか通れると、こういうふうな状態ですが、実際にはこの道路が全線開通しないことには那須塩原としての合併の意が半減すると、そんな思いをしております。西那須野から稲村団地あたりが直線に、ストレートに通れることによって、その交流の場も、また強いきずなも生まれるわけであります。現在のところはいつ、どこから小さい路地から車が飛び出してくるか、大変危険な思いをしながら、私は毎日あそこの近辺の道路はどの道でも通るんですが、これは田んぼの水回りといって、欠かせない私の生活習慣であります、非常に危険を感じているような状態でありますので、ぜひともこれらについても鋭意努力をいただきまして、早急にそんな危険な箇所にならないように、路地裏からいつ飛び出してくるかわからないような状態にならないように、あの道路が直線に稲村のほうに通じてくれれば、合併した意味も大変大きくなるわけでありますので、ぜひそれらの推進をお願いしておきます。

時間もやや残っておりますが、最初でありますので、この辺で終了いたしたいと思っております。

大変ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で13番、渡邊穰君の市

政一般質問は終了いたしました。



#### ◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時59分